

# 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可 に関する処理方針等通達の一部改正について

令和 5 年 5 月  
国土交通省自動車局

## I. 背景

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合バス事業者」という。）の上限運賃は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成 13 年 12 月 5 日国自旅第 116 号）に基づき、系統ごとの運賃表（いわゆる三角表）に明記される個々の確定額を認可の対象としているところ、特に対キロ制による運賃を採用し、多くの系統を有する事業者の運賃の審査においては膨大な期間を要している。

一方で、乗合バス事業者は、厳しい経営環境におかれており、運賃改定等の運賃額の審査にあっては、迅速な対応が求められる。

このため、運賃の上限認可手続きの迅速化を図るため、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針等について所要の改正を行う。

## II. 改正の概要

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針通達
  - 上限認可の対象となる運賃の額は、運賃表に明記される確定額としているところ、対キロ制を採用する場合は、初乗り運賃額及び基準賃率による算出方法を認可対象とし、算出方法に基づき算出された運賃額を上限運賃額とする改正を行う。
  - その他所要の改正を行う。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度通達
  - 他社競合等による運賃調整について、過去に調整されていた路線において引き続き利用者利便を図ろうとする場合等は、継続して調整が行えることを明確化する。
  - その他所要の改正を行う。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領通達
  - 他社競合等による運賃調整を行う場合には、運賃表にその調整内容を明記することを規定する。
  - その他所要の改正を行う。

## III. 参考

公布・施行：令和 5 年 5 月 31 日（水）

※ 現在審査中の運賃改定申請についても改正内容を適用できるよう附則に規定